

証券コード 9560
2025年11月11日
電子提供措置開始日 2025年11月5日

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目30番5号
浜松町スクエア11階
株式会社プログリット
代表取締役社長 岡 田 祥 吾

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://about.progrit.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「プログリット」又は「コード」に当社証券コード「9560」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年11月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル2階 ローズの間
（本年の定時株主総会は、前回とは異なる会場での開催となります。ご来場の際は、お間違えのないようご注意ください。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第9期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

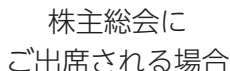
以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



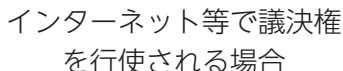
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

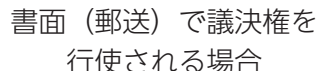
2025年11月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年11月25日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年11月25日（火曜日）
午後6時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

・こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

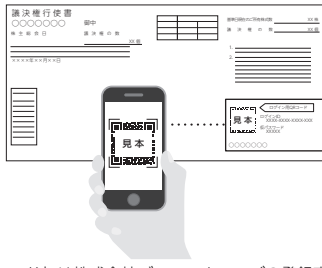
インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

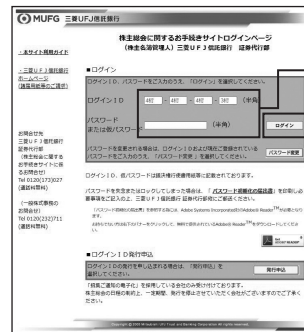


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社が事業展開しております英語学習市場におきましては、少子高齢化による国内市場の先行き不安がある中で企業の海外進出意欲は依然として高く、グローバル人材の育成・確保に向けた英語教育への関心は根強いものがあります。さらに、福利厚生の一環として英語学習を導入する企業も増加傾向にあり、個人の学習意欲もグローバル化の進展に伴い高水準を維持しております。これらの背景から、英語学習市場全体は今後も堅調な成長が見込まれます。

生成AIの発展に伴い、英語教育業界にも変革が予想されますが、当社といたしましては英会話市場が縮小することはないと見込んでおります。特にビジネス領域では、人と人との対話が不可欠であり、英語力向上へのニーズは今後も継続すると考えております。そのため、AIを活用して学習効率や体験価値を高めることが、今後の競争力強化の鍵となります。

当社が参入いたしましたAI英会話サービス領域におきましては、AIの精度による差別化が難しい一方で、UI/UXの洗練が競争優位性を左右すると認識しております。また、テクノロジーの進化に関わらず、成果を出すためには学習時間の最大化が欠かせない要素であり、コンサルタントによる伴走型支援の重要性は今後も変わらないと考えております。

このような市場環境の中、英語コーチングサービス「プログリット」では、短期間で英語力を飛躍的に向上させるために、①英語学習を継続させる習慣を身につけるためのコンサルタントによるサポート、②顧客ごとにカスタマイズしたカリキュラムの設計、③利便性の高い学習アプリによる学習環境、という主に3つの特徴において、継続的な品質向上と改善に取り組んでおります。

また、リスニング力強化に効果的なシャドーイングに特化したサブスクリプション型サービス「シャドテン」では、コンテンツの拡充やアプリの顧客体験改善等を通じて平均継続期間が延びており、有料課金ユーザー数も堅調に推移しております。これにより、当社の収益基盤として順調に成長を遂げております。

前事業年度にローンチいたしましたスピーキング特化型サービス「スピフル」及びAI英

会話サービス「ディアトーク」も順調に事業を展開しております。スピフルは、スピーキング力向上に不可欠な口頭英作文(注1)と独り言英会話(注2)を実践し、AIによる添削で振り返りを行うサブスク型サービスとして、ユーザー数を着実に拡大しております。ディアトークは、AI講師が学習者の興味関心や近況を分析・記憶し、最適な英会話実践の場を提供するサービスで、現在は機能改善や新規開発を進めており、今後の成長に向けた展開を図っております。

以上の結果、当事業年度の売上高は5,747,514千円（前事業年度比29.1%増）、営業利益は1,202,969千円（前事業年度比45.9%増）、経常利益は1,207,798千円（前事業年度比47.8%増）、当期純利益は888,763千円（前事業年度比45.7%増）となりました。

また、当社は英語コーチング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

- (注) 1. 口頭英作文：日本語の文章を瞬時に英語に変換し、発話するトレーニングです。
2. 独り言英会話：自身で選んだお題について1分間英語でスピーチを行うトレーニングです。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

- イ. 当事業年度中に完成した主要設備
本社移転及び京都校開設
- ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失
本社移転に伴う旧本社の設備

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2022年8月期)	第 7 期 (2023年8月期)	第 8 期 (2024年8月期)	第 9 期 (当事業年度) (2025年8月期)
売上高(百万円)	2,252	3,023	4,453	5,747
経常利益(百万円)	320	492	817	1,207
当期純利益(百万円)	187	360	610	888
1株当たり当期純利益 (円)	18.14	31.31	49.89	71.15
総資産(百万円)	1,509	2,628	3,886	4,486
純資産(百万円)	409	1,092	1,796	2,280
1株当たり純資産 (円)	39.50	91.70	143.25	182.57

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2023年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 既存事業のサービス品質の向上

当社の事業の継続的な発展のためには、最大の強みである短期間での英語力向上の達成を全てのお客様に高いレベルで提供し続けることが不可欠であると考えております。全てのお客様の英語力を高めたいという期待に応えるために、蓄積した学習データを基に、継続的なカスタマイズプログラムの改善及びコンサルタントの教育体制強化によるサービス品質の継続的な向上を行ってまいります。

② 知名度の向上

当社は、近年急成長している英語コーチング事業の先駆けとして、また、著名人アンバサダーの協力により徐々に知名度が向上しつつあると認識しております。一方で、比較的新しいサービスでありより幅広い層からの新規顧客獲得や優秀な人材確保のためには、更なる知名度の向上を図ることが必要であると考えております。今後は、ターゲットを明確にしたデジタル広告に加え、電車広告等の認知広告に注力していくことにより認知度の更なる向上を図ってまいります。また、無料で利用できるビジネス向け英単語アプリの提供を通じ、より多くの英語学習者との接点を持てる環境構築を推進いたします。

③ 人材の確保と育成

当社が今後更に事業の拡大及び経営体質の強化を図っていくためには、ミッションを共有できる優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。当社は組織エンゲージメントについて外部の評価機関から高い評価を得ており、採用市場における強みとなっていると認識しておりますが、今後も当社の成長推進の一端を担う優秀な人材確保に向けて、研修制度の充実、公正な人事制度の整備・運用、従業員のメンタルヘルスケア体制の強化などを進めてまいります。特に、組織拡大に伴いマネジメント体制の強化が重要であると認識しており、経験豊富な人材の採用に加え、社内での育成制度の拡充にも努めてまいります。

④ サブスクリプション型英語学習サービスの拡大

当社が今後収益性の改善と共に事業成長を図っていくためには、英語コーチングサービス「プログリット (PROGRIT)」を修了されたお客様に対しても長期的な学習機会を提供し続けると共に、新たな顧客層に対して価格帯の異なるサービスを展開していくことが重要であると考えております。そのためには、魅力的なコンテンツの拡充や学習体験を向上させるアプリ機能開発による「シャドテン」の学習継続期間の伸長と共に、サブスクリプション型英語学習サービスにおけるプロダクトの拡充及びサービス品質の更なる向上が必要だと考えております。2024年8月期においては、スピーキング力の向上に特化したトレーニングができるサービス「スピフル」を2023年12月に、英会話練習（アウトプット練習）に特化したAI英会話サービス「ディアトーク」を2024年7月に提供を開始いたしました。目的と価格帯の異なるプロダクトの拡充により、より幅広い英語学習者の学習支援も可能となり、事業の拡大及び経営体質の強化に資すると考えております。

⑤ 法人営業の強化

当社の安定的、継続的な発展のためには、人材開発投資による大型受注及び毎年の継続受注が期待される法人需要の獲得が重要であると考えております。従来の英語研修サービスとの比較において短期間で着実に英語力を伸ばすことができる点を強力に訴求し、トライアル等を通じて当社サービスへの信頼を獲得することで、英語研修制度を一任していただける法人取引先の拡大に向け法人営業を強化していく方針であります。具体的には、①生成AIを用いた業務の効率化により訪問・提案件数を最大化させるとともに、②ビジネス系メディアや人事関連媒体等における広告投資による認知度の向上、③定期的な人事担当者向けイベントの開催を通じたリードの獲得、④お客様からのご紹介を通じた潜在顧客の開拓、⑤法人ごとの専門性やニーズに合わせたカスタマイズコースの拡充による潜在需要の顕在化、等を実施してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社がお客様に安定してサービスを提供し、継続的に成長し続けるためには、コンプライアンスを重視した内部管理体制の強化や、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みが重要だと考えております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による体制強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年8月31日現在）

サ　　ー　　ビ　　ス　　区　　分	サ　　ー　　ビ　　ス　　名
英　語　コ　ー　チ　ン　グ　サ　ー　ビ　ス	プログリット（PROGRIT）
サブスクリプション型英語学習サービス	シャドテン、スピフル、ディアトーク

(6) 主要な営業所及び工場（2025年8月31日現在）

本　　　　　　　　　社	東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア11階
有　　　　楽　　　　町　　　校	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号東京交通会館ビル5階

(7) 使用人の状況（2025年8月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
238名	29名増	30.8歳	2.8年

- (注) 1. 当社はプログリット事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません
2. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト等を含む）は、臨時雇用者数の総数が使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年8月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	131,562千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	87,600
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	30,380

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2025年4月30日付をもって、本社を東京都港区浜松町一丁目30番5号 浜松町スクエア11階に移転いたしました。

2. 株式の状況（2025年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,662,911株（自己株式276,868株を含む）
- (3) 株主数 4,897名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 S O	2,569千株	20.7%
岡田 祥吾	1,764	14.2
株式会社 H O H E T O	1,358	11.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	998	8.1
山 碕 峻 太 郎	599	4.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	513	4.1
三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲 24 号）	330	2.7
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN	247	2.0
谷 内 亮 太	183	1.5
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	166	1.3

- (注) 1. 持株比率は自己株式（276,868株）を控除して計算しております。
2. 株式会社 S O は当社代表取締役岡田祥吾が株式を保有する資産管理会社であります。
3. 株式会社 H O H E T O は当社取締役山碕峻太郎が株式を保有する資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として、当社取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株式の種類及び数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式 28,456株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

- ①新株予約権の行使により、発行済株式の総数は153,975株増加しております。
- ②当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項及び定款第7条の定めにより、2025年4月17日の当社取締役会決議に基づき、2025年4月18日から6月30日の間、市場取引により、276,500株（発行済株式総数に対する割合は2.18%）の自己株式を総額299,877,700円で取得いたしました。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 田 祥 吾	—
取締役副社長	山 崎 峻太郎	人事部長、新規事業開発部長
取 締 役	谷 内 亮 太	CFO 株式会社REJECT 社外取締役
取 締 役	相 木 孝 仁	株式会社ベイシア 代表取締役社長 株式会社NearMe 社外取締役
常 勤 監 査 役	松 下 衛	—
監 査 役	根 橋 弘 之	ながすな蒔株式会社 社外監査役 株式会社STANDAGE 社外監査役
監 査 役	東 陽 亮	株式会社M&A総合研究所 社外監査役 株式会社ABCash Technologies 社外監査役 株式会社アーシャルデザイン 社外監査役 株式会社Another works 社外監査役

- (注) 1. 取締役相木孝仁氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松下衛氏、根橋弘之氏及び東陽亮氏は、社外監査役であります。
3. 監査役根橋弘之氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門知識と企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役東陽亮氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役である相木孝仁氏、社外監査役である松下衛氏、根橋弘之氏及び東陽亮氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

① 被保険者の範囲

当社の全ての取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。保険料については全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は年間総額140,000千円以内(うち社外取締役10,000千円以内)(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)と決議いただいております。また、取締役の金銭報酬の額とは別枠で、2024年11月27日開催の第8回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60,000千円以内と決議いただいております。(同株主総会終結時の取締役の員数は4名)

監査役の報酬限度額は2022年11月30日開催の第6回定時株主総会で年間総額15,000千円以内(同株主総会終結時の監査役の員数は3名)と決議いただいております。

なお、役員の員数については定款で取締役と監査役いずれも5名以内と定めており、当事業年度末日時点の人数は取締役が4名、監査役が3名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、2024年11月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、取締役の役位及び職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役に対しては、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)及び非金銭報酬たる株式報酬(業績連動報酬たるPS及び業績に連動しないRSとする。)により構成し、社外取締

役に対しては、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)により構成する。

- 2.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

基本報酬は、月次の固定報酬とし、取締役の役位、職責及び在任年数に応じて、他社水準、当社の事業規模及び従業員給与の水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 株式報酬(非金銭報酬かつ業績連動のPS)の内容及び額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

株式報酬(非金銭報酬かつ業績連動報酬)は、業績条件型譲渡制限付株式報酬(PS)とする。当社の業務執行取締役を対象として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として、原則として毎年の定時株主総会後に業績条件型譲渡制限付株式を付与し、取締役会が定める期間において、(1)当社の取締役その他取締役会が定める地位にあったこと、及び(2)取締役会が別途定める期間中の業績目標等を達成したことを条件として、当該株式の全部又は一部の譲渡制限を解除する。

なお、採用する業績目標等は、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等とし、取締役会決議による委任に基づいて、社外取締役の意見・助言を踏まえた上で、代表取締役社長が決定する。

- 4.株式報酬(非金銭報酬のRS)の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む)

株式報酬(非金銭報酬)は、事前交付型譲渡制限付株式報酬(RS)とする。当社の業務執行取締役を対象として、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役会が定める期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を原則として毎年の定時株主総会後に付与する。

5. 金銭報酬の額又は株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合は、当社の業績、取締役の役位毎に期待される職責に応じた適切なインセンティブとなること等を考慮して決定する。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別の金銭報酬の額及び株式報酬として付与する譲渡制限付株式の数は、

取締役会決議による委任に基づいて、社外取締役の意見・助言を踏まえた上で、代表取締役社長が決定する。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の金銭報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役である岡田祥吾が、その具体的内容について委任を受け、各取締役の基本報酬の額を配分することとしております。委任した理由は、当社業績や従業員給与の水準を考慮し、取締役の職責を評価するには代表取締役が最も適任と判断したためであります。なお、株式報酬については、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	88,299 (4,500)	64,665 (4,500)	— (—)	23,634 (—)	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,760 (11,760)	11,760 (11,760)	— (—)	— (—)	3 (3)

- (注) 1. 2024年11月27日の第8回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年間総額140,000千円以内(うち社外取締役10,000千円以内)(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)と決議いただいております。また、取締役の金銭報酬の額とは別枠で、2024年11月27日開催の第8回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額60,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名(うち社外取締役の員数は1名)であります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
2. 2022年11月30日の第6回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額15,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名であります。
3. 非金銭報酬の内容は当社の譲渡制限付株式であり、当事業年度において費用計上した金額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役相木孝仁氏は、株式会社ベイシア代表取締役社長、株式会社NearMe社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役根橋弘之氏は、ながすな蒔株式会社社外監査役、株式会社STANDAGE社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役東陽亮氏は、株式会社M&A総合研究所社外監査役、株式会社ABCash Technologies社外監査役、株式会社アーシャルデザイン社外監査役、株式会社Another works社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(注) 記載の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 相 木 孝 仁	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。主に企業経営者として経営に長年携わっている深い見地にに基づき、経営全般の観点から適宜助言・提言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 松 下 衛	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会13回のうち、13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に組織運営、コンプライアンス等の見地から意見を述べるなど、監視、助言を行っております。
監査役 根 橋 弘 之	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会13回のうち、13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的知見から意見を述べるなど、監視、助言を行っております。
監査役 東 陽 亮	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会13回のうち、13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的知見から意見を述べるなど、監視、助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に障害ある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下の体制を整備しております。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制
 - ・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」等を制定し、その周知徹底をはかる。
 - ・当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ・当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
 - ・取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - ・当社は、取締役会等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - ・当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、取締役会を原則月 1 回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
 - ・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - ・当社は、社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - ・当社の内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - ・当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - ・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ・監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
 - ・当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- ⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社の監査役は、当社の取締役会及びその他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ・当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
 - ・当社の監査役は、内部監査室、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
- ⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- ・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- ・当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除に関する規程」を定める。
 - ・反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制
 - ・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」等を制定し、その周知徹底をはかっております。
 - ・当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告しております。
 - ・当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行っております。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理しております。
 - ・取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧しております。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進しております。
 - ・当社は、取締役会等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理しております。
 - ・当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行っております。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図っております。
 - ・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保しております。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図っております。
 - ・当社は、社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図っております。
 - ・当社の内部監査部門は、社内規則に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証しております。
 - ・当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求しております。
- ⑥ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとしております。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならないものとしております。
 - ・当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しております。

- ⑦ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社の監査役は、当社の取締役会及びその他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べております。
 - ・当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。
 - ・当社の監査役は、内部監査室、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図っております。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- ・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保しております。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
- ・当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除に関する規程」を定めております。
 - ・反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当事業年度においては過去最高の売上高及び利益(営業利益・経常利益・当期純利益)となり、今後も高い収益性を維持しながらの事業拡大が可能であると考えております。したがって、中長期的な企業価値の向上を目指した成長投資を引き続き行いつつも、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な利益還元を実施していくため、年1回の期末配当として配当性向30%程度を目安とすることを基本方針としております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株につき普通配当19円とさせていただきます予定です。

貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,700,259	流 動 負 債	2,025,133
現 金 及 び 預 金	3,415,606	買 掛 金	43,425
売 掛 金	131,028	1年内返済予定の長期借入金	75,828
商 品	16,358	未 払 金	312,013
貯 蔵 品	3,259	未 払 費 用	181,700
前 払 費 用	86,693	未 払 法 人 税 等	236,921
そ の 他	47,312	契 約 負 債	941,736
固 定 資 産	785,743	預 り 金	31,481
有 形 固 定 資 産	203,292	賞 与 引 当 金	93,502
建 物	225,223	そ の 他	108,523
減 価 償 却 累 計 額	△66,746	固 定 負 債	180,135
建 物 (純 額)	158,477	長 期 借 入 金	173,714
工 具、器 具 及 び 備 品	62,205	資 産 除 去 債 務	6,421
減 価 償 却 累 計 額	△17,390	負 債 合 計	2,205,269
工 具、器 具 及 び 備 品 (純額)	44,815	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	582,451	株 主 資 本	2,261,270
投 資 有 価 証 券	34,990	資 本 金	346,393
出 資 金	20	資 本 剰 余 金	343,393
長 期 前 払 費 用	730	資 本 準 備 金	343,393
繰 延 税 金 資 産	202,199	利 益 剰 余 金	1,871,763
敷 金	343,711	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,871,763
そ の 他	800	繰 越 利 益 剰 余 金	1,871,763
		自 己 株 式	△300,279
		新 株 予 約 権	19,462
		純 資 産 合 計	2,280,733
資 産 合 計	4,486,002	負 債 純 資 産 合 計	4,486,002

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	5,747,514
売 上 原 価	1,492,186
売 上 総 利 益	4,255,327
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,052,357
営 業 利 益	1,202,969
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,356
ポ イ ン ト 還 元 収 入	3,305
そ の 他	1,903
営 業 外 費 用	
支 払 手 数 料	2,659
支 払 利 息	1,786
そ の 他	290
経 常 利 益	1,207,798
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	1,207,798
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	345,781
法 人 税 等 調 整 額	△26,745
当 期 純 利 益	888,763

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2024年 9 月 1 日から
2025年 8 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
		資 準 備 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	322,997	319,997	319,997	1,145,240	1,145,240	△401	1,787,833	8,649	1,796,483
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	11,817	11,817	11,817				23,634		23,634
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	11,579	11,579	11,579				23,159		23,159
剰 余 金 の 配 当				△162,241	△162,241		△162,241		△162,241
当 期 純 利 益				888,763	888,763		888,763		888,763
自 己 株 式 の 取 得						△299,877	△299,877		△299,877
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								10,812	10,812
当 期 変 動 額 合 計	23,396	23,396	23,396	726,522	726,522	△299,877	473,437	10,812	484,250
当 期 末 残 高	346,393	343,393	343,393	1,871,763	1,871,763	△300,279	2,261,270	19,462	2,280,733

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	4～15年

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 英語コーチングサービスに係る収益の計上基準

英語コーチングサービスでは、受講者に専任のコンサルタントが付き、英語学習をサポートするサービス「プログリット（PROGRIT）」を提供しており、受講者の目的に応じたオーダーメイドのカリキュラムを提案し、スケジュール管理のサポート、定期的な面談による課題の抽出及びモチベーションの管理等を実施することで、受講者が短期間で英語力を向上させることができるようサポートしています。顧客の休会期間や当社の非営業期間を除いた役務の提供期間において、進捗度に基づき収益を認識しております。

② サブスクリプション型英語学習サービスに係る収益の計上基準

サブスクリプション型英語学習サービスでは、リスニング力向上に有効なシャドーイングに特化したサービスである「シャドテン」、スピーキング力の向上に特化したトレーニングができるサービスである「スピフル」、英会話練習に特化したAI英会話サービスである「ディアトーク」を提供しております。これらは利用者の契約期間に応じて一定期間にわたって収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「利子補給金」(当事業年度501千円)、「助成金収入」(当事業年度340千円)と「印税収入」(当事業年度468千円)は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。また、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」(前事業年度226千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産の減損処理

① 当事業年度の計算書類上に計上した金額

有形固定資産 203,292千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア) 算出方法

当社は、英語コーチングサービスについては損益の集計単位である校舎単位、サブスクリプション型英語学習サービスについては運営部門単位をキャッシュ・フローを生み出す独立した最小の単位としております。資産をグルーピングし、営業損益が継続してマイナスとなっているか、又は継続してマイナスとなる見込みである場合、移転・閉鎖又はサービスの廃止の意思決定等により回収可能価額が著しく低下したと判断された場合、経営環境が著しく悪化したか又は悪化する見込みである場合等には、減損の兆候として識別しております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

(イ) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、今後の見込み顧客数を考慮した将来の利益計画に基づいて作成しております。将来の売上を算定するにあたって使用する売上単価は当事業年度までの実績に基づき算定しております。また、費用については、当事業年度の実績をもとに将来の変動要因を加味したものにより算定しております。

(ウ) 翌事業年度への影響

割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は、見積りの不確実性を伴い、市場環境が変化した場合など将来の経済状況の変動等が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類上に計上した金額 202,199千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(ア) 算出方法

将来減算一時差異に関しては、将来の収益力を過去実績により見積り、回収可能性を勘案して繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

(イ) 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、今後の見込み顧客数を考慮した将来の利益計画に基づいて作成しております。将来の売上を算定するにあたって使用する売上単価は当事業年度までの実績に基づき算定しております。また、費用については、当事業年度の実績をもとに将来の変動要因を加味したものであり算定しております。

(ウ) 翌事業年度への影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高等は次の通りであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン	1,100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,100,000千円

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 12,662,911株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 276,868株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当の原資	配当金の 総 額 (千円)	1 株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年11月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	162,241	13	2024年8月31日	2024年11月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株 式 の 種 類	配当の原資	配当金の 総 額 (千円)	1 株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	235,334	19	2025年8月31日	2025年11月27日

(4) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 261,040株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア	136,726千円
賞与引当金	28,630
未払事業税	16,060
その他	38,209
繰延税金資産小計	219,627
評価性引当額	△16,417
繰延税金資産合計	203,209

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,010
繰延税金負債合計	△1,010
繰延税金資産の純額	202,199

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金（短期）及び設備投資（長期）に係る資金調達を目的としたものです。これらは、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

敷金については、貸主及び取引先の財務状況の悪化等による信用リスクの調査を含め、回収懸念債権の早期発見及び把握に努めており、債権の保全を図っております。

(イ) 借入金の流動性リスク及び金利変動リスクの管理

借入金は、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。なお、資金調達を行う際は、金利動向を十分に把握して、金利変動リスクを管理する方針であります。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金	343,711	299,850	△43,860
資 産 計	343,711	299,850	△43,860
長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含む）	249,542	249,373	△168
負 債 計	249,542	249,373	△168

- (※1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。
- (※2) 敷金の貸借対照表計上額及び時価には、回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）108,488千円が含まれております。
- (※3) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当事業年度（千円）
非上場株式	19,996
投資事業有限責任組合への出資	14,994

(注1) 金融債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現 金 及 び 預 金	3,415,606	—	—	—
売 掛 金	131,028	—	—	—
合 計	3,546,635	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内返済予定の長期借入金	75,828	—	—	—	—	—
長 期 借 入 金	—	58,568	52,008	43,008	20,130	—
合 計	75,828	58,568	52,008	43,008	20,130	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2025年8月31日）

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金	—	299,850	—	299,850
資 産 計	—	299,850	—	299,850
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	249,373	—	249,373
負 債 計	—	249,373	—	249,373

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

主に建物の賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定時期を見積り、国債利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	名称又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高
役員	谷 内 亮 太	当社取締役	(被所有) 直接 1.5%	—	新株予約権 の行使	15,110	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

新株予約権の行使については、2019年1月9日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	182円57銭
1株当たり当期純利益	71円15銭

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上高は全て顧客との契約から生じたものであります。また、当社は英語コーチング事業の単一セグメントであり、財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下の通りであります。

(単位：千円)

英語コーチング事業	
英語コーチングサービス	3,554,332
サブスクリプション型英語学習サービス	2,193,182
顧客との契約により生じる収益	5,747,514
その他の収益	—
外部顧客への売上高	5,747,514

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の当事業年度の期末残高は以下の通りです。

(単位：千円)

	当事業年度末残高
顧客との契約から生じた債権	131,028
契約負債	941,736

契約負債は主に、英語コーチングサービスの契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は829,706千円です。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月27日

株式会社プログリット

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 宅 孝 典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プログリットの2024年9月1日から2025年8月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月27日

株式会社プログリット 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松 下 衛 ㊞

監 査 役（社外監査役） 根 橋 弘 之 ㊞

監 査 役（社外監査役） 東 陽 亮 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、配当性向30%を目安として安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度においては、売上高が5,747百万円、売上総利益が4,255百万円、営業利益が1,202百万円、当期純利益が888百万円と、いずれも過去最高を更新しました。

その結果を受け、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19.00円 総額は235,334,817円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年11月27日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	おか だ しやう ご 岡 田 祥 吾 (1991年2月6日)	2014年 4 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2016年 9 月 当社代表取締役社長（現任）	4,333,559株
	【取締役候補者とした理由】 当社創業以来、代表取締役社長として当社の成長を牽引してきました。また、企業経営を通じて培った高い見識を有し、業界の動向にも精通していることから、引き続き選任をお願いするものであります。		
2	やま ざき しゅんた ろう 山 碕 峻太郎 (1989年5月22日)	2013年 4 月 (株)リクルートキャリア入社 2016年 9 月 当社取締役副社長 2024年 3 月 当社取締役副社長 人事部長 2024年 9 月 当社取締役副社長 法人営業部長 兼 新規事業開発部長 2024年12月 当社取締役副社長 人事部長 兼 新規事業開発部長 2025年11月 当社取締役副社長 人事部長 兼 新規事業開発部長 兼 プログリット事業部長（現任）	1,957,831株
	【取締役候補者とした理由】 当社創業以来、取締役副社長として当社の成長を牽引してきました。また、企業経営を通じて培った高い見識を有し、業界の動向にも精通していることから、引き続き選任をお願いするものであります。		
3	たに うち りょう た 谷 内 亮 太 (1984年11月10日)	2009年 4 月 ゴールドマン・サックス証券(株)入社 2020年 2 月 当社入社 2020年 6 月 当社取締役CFO 管理部長 2024年 9 月 当社取締役CFO（現任） 2025年 3 月 (株)REJECT社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)REJECT社外取締役	183,733株
	【取締役候補者とした理由】 管理部門業務における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の管理・財務体制を統括する責任者として職務・職責を適切に果たしてきました。また、専門的かつ客観的な視点に基づく助言を経営判断に反映し、コーポレート・ガバナンスに貢献してきたことから、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	あい き たか ひと 相 木 孝 仁 (1972年1月30日)	1994年 4 月 日本電信電話(株)入社 1999年 8 月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッドコンサルタント入社 2002年11月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)入社 2004年 8 月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 2007年11月 楽天(株) (現楽天グループ(株)) 入社 2010年 5 月 フュージョン・コミュニケーションズ(株) (現楽天コミュニケーションズ(株)) 代表取締役社長 2013年 2 月 楽天(株) (現楽天グループ(株)) 常務執行役員 2014年 2 月 RAKUTEN KOBO,INC C E O 2016年 1 月 VIBER MEDIA LIMITED デジタルコンテンツカンパニープレジデント兼楽天ヨーロッパC E O 2017年 4 月 (株)鎌倉新書 取締役副社長 2017年 9 月 同社 代表取締役社長 2019年 7 月 当社社外取締役 (現任) 2019年10月 パイオニア(株) 取締役兼常務執行役員 モビリティサービスカンパニーC E O 2019年11月 インクリメント・ピー(株) (現ジオテクノロジーズ(株)) 代表取締役社長 2021年12月 (株)NearMe 社外取締役 (現任) 2022年 1 月 (株)ベイシア 取締役副社長 2022年 7 月 同社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ベイシア代表取締役社長 (株)NearMe 社外取締役	31,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 会社経営者及び業務執行者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。専門的・客観的な見地からいただく適切なアドバイスを当社経営に反映することにより、一層のコーポレート・ガバナンス強化が期待できると判断したことから、引き続き選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 相木孝仁氏は、社外取締役候補者であります。
3. 相木孝仁氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年4ヶ月となります。
4. 岡田祥吾氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社SOが保有する株式数も含んでおります。
5. 山崎峻太郎氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社HOHETOが保有する株式数も含んでおります。
6. 当社は、相木孝仁氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害を当該保険契約によって填補することとしております。当契約の概要は、事業報告「会社役員の状況」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、相木孝仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（3名）は任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	まつ した まもる 松 下 衛 (1957年10月4日)	1980年 4 月 富士写真フイルム(株) (現富士フイルムホールディングス(株)) 入社 2008年 6 月 FUJIFILM UK Limited (販 売 現 法) Managing Director 2013年 6 月 FUJIFILM Italia S.p.A. (販 売 現 法) President 2016年 6 月 富士フイルムホールディングス(株)監査役 2017年 4 月 富士フイルム和光純薬(株)監査役 2018年 6 月 富士ゼロックス(株)監査役 2019年11月 当社社外監査役 (現任)	一 株
【社外監査役候補者とした理由】 事業会社において経営に携わった経験と、監査役としての豊富な実務経験を併せ持ち、企業経営およびコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を有しております。これらの経験と見識を活かし、当社の経営監視機能およびガバナンス体制の一層の充実に向けて助言をいただくうえで適任と考え、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。			
2	ね はし ひろ ゆき 根 橋 弘 之 (1984年12月13日)	2010年12月 弁護士登録 2011年 1 月 森・濱田松本法律事務所入所 2017年 5 月 コロンビア大学ロースクール修士課程修了 2017年 8 月 Gibson,Dunn&Crutcher 法 律 事 務 所 （ロサンゼルス）勤務 2018年 6 月 ニューヨーク州弁護士登録 2018年 7 月 Gibson,Dunn&Crutcher 法 律 事 務 所 （フランクフルト）勤務 2019年 7 月 当社社外監査役 (現任) 2021年 4 月 パナソニック(株)(現パナソニック ホールディングス(株))入社(現任) 2023年 7 月 ながすな繭(株) 社外監査役(現任) 2025年 5 月 (株)STANDAGE 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) ながすな繭(株) 社外監査役 (株)STANDAGE 社外監査役	一 株
【社外監査役候補者とした理由】 弁護士の資格を有し、企業法務およびコンプライアンス分野に関する幅広い知見を有しております。また、他社において社外取締役および社外監査役を務める中で培った企業経営に関する知見と経験を活かし、当社の経営監視およびガバナンス体制の強化に向けて助言をいただくうえで適任と考え、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	あずま よう すけ 東 陽 亮 (1979年5月8日)	2006年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2010年10月 公認会計士登録 2011年12月 (株)サイバーエージェント入社 2013年 8 月 東陽亮公認会計士事務所開設 所長（現任） 2015年 7 月 (株)GameWith 入社 2016年 2 月 同社 取締役 2018年 8 月 同社 執行役員 2019年 8 月 同社 内部監査室長 2019年11月 当社社外監査役（現任） 2020年 4 月 (株)JCG 社外監査役 2020年 4 月 (株)M&A 総合研究所社外監査役（現任） 2021年 3 月 (株)ABCash Technologies 社外監査役（現任） 2023年 2 月 (株)アーシャルデザイン 社外監査役（現任） 2023年 7 月 (株)Another works 社外監査役（現任） 2025年 1 月 (株)Stack入社(現任) (重要な兼職の状況) (株)M&A 総合研究所 社外監査役 (株)ABCash Technologies 社外監査役 (株)アーシャルデザイン 社外監査役 (株)Another works 社外監査役	— 株
【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士として財務会計に関する幅広い見識を有しており、これらの知識および経験より当社の経営に関する監視・監督の強化に助言をいただくうえで適任であると考え、社外監査役として引き続き選任をお願いするものであります。			

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.松下衛氏、根橋弘之氏並びに東陽亮氏は、社外監査役候補者であります。
- 3.当社は、松下衛氏、根橋弘之氏並びに東陽亮氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。松下衛氏、根橋弘之氏並びに東陽亮氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 4.当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起

因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。但し、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為又は故意による法令違反の場合等、保険契約に定められた免責事由に該当する損害は填補の対象となりません。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当契約の概要は、事業報告「会社役員の状況」に記載のとおりです。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

- 5.根橋弘之氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって6年4か月となります。
- 6.松下衛氏、東陽亮氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- 7.松下衛氏、根橋弘之氏及び東陽亮氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場：東京都港区芝公園1丁目5番10号
 芝パークホテル 2階 ローズの間
 電 話 03-3433-4141

(昨年と開催場所が異なっております。ご来場の際は、お間違いがないようご注意ください。)

最寄駅：都営三田線「御成門駅」(A2出口)より徒歩3分
 都営浅草線・大江戸線「大門駅」(A6出口)より徒歩5分
 J R・モノレール「浜松町駅」(北口)より徒歩10分